その他

政府調達に関する苦情の受理について

平成30年4月11日

平成30年４月９日
政府調達苦情検討委員会

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成７年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定）に基づき、次のとおり政府調達に関する苦情を受理したので公示する。

なお、当該苦情に係る調達に利害関係を有する供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、以下の５の期日までに本委員会に参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって通知しなければならない。

１　苦情番号
検委事第15号

２　苦情申立人
匿名

３　苦情に係る調達機関名・購入等件名
国立大学法人秋田大学
秋田大学大学院医学系研究科・医学部及び医学部附属病院ほか清掃業務　一式

４　苦情の概要
入札公告（平成29年12月11日付官報号外政府調達第233号）に基づき上記３の調達機関が行った調達に係る入札手続について、以下のとおり、「政府調達に関する協定を改正する議定書」（2012年３月30日採択、我が国については2014年４月16日発効）に違反していることから、当該調達に係る契約を破棄し、最低価格入札者である事業者と契約交渉をする又は再度入札手続を行う旨の是正措置を関係調達機関に提案するよう求める。

・本件調達は最低価格落札方式であるにもかかわらず、落札決定基準が不明確であり、特定の事業者が毎年落札していることから、不透明であり公平性に欠けると判断されること。

５　苦情処理手続に参加を希望するものが参加の意思を通知しなければならない期日
平成30年４月16日

連絡先：政府調達苦情検討委員会事務局
（内閣府政府調達苦情処理対策室）
〒100―8914
東京都千代田区永田町１―６―１
電話（代表）03―5253―2111
ＦＡＸ　　03―3581―4772